和光市生活介護施設送迎業務仕様書

1 履行場所

和光市総合福祉会館(和光市南1丁目23番1号)を起点とする市内一円

2 業務内容

生活介護施設への通所及び退所時の送迎

3 履行期間

指定期間内とする。(令和7年4月1日 ~ 令和12年3月31日)

4 運行台数

生活介護施設

国産ワゴン車バス(リフト装置、車椅子固定装置付) 2台 ※乗車定員は、車椅子を除き3名分を確保すること。

5 運行車輌の仕様

施設の名称を車輌に表記すること。

6 施設定員数

生活介護施設 定員 24人以内とし、指定管理者が市長の承認を得て定める

7 運行日

日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く毎日

8 運行経路及びダイヤ

生活介護施設は、施設と各利用者宅間を運行するものとする。

9 その他

- (1) 送迎に関する経費(運行車両の手配、運転手等)は、受託者の負担とする。また、 運行費用についての燃料費及び消耗品費、車輌の整備費も同様とする。
- (2) 運行に際しては、各車輌に任意保険の加入を義務付ける。 補償の最低条件として対人補償を無制限、対物補償を1千万円、搭乗者傷害補償を 1名につき1千万円とすること。
- (3) 運行に際しての添乗業務として1名若しくは2名の施設職員が必要に応じて同乗するものとする。
- (4) 生活介護施設では、週1回程度、開所時間内に通所者を市内各地へ外出させる訓練があるので、目的地まで適宜運行するものとする。